

北九保地地第171号

平成28年7月29日

介護予防訪問介護事業所 管理者 様
介護予防通所介護事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

地域福祉推進課長 名越 雅康

介護保険課長 中山 浩子

介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の実施について（通知）

平成27年度介護保険制度改正に伴い、要支援1・2の認定を受けた方が利用する訪問介護及び通所介護は全国一律の保険給付から市が実施する地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）に移行することとなりました。

本市では、平成28年10月より、従来の給付相当サービスである「予防給付型」及び基準等を緩和したサービスである「生活支援型」を実施することに致しましたので、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 事業開始時期

(1) 平成28年10月1日から介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）を利用できる者は以下のとおりとする。

○ 平成28年10月1日以降、新規の要支援認定申請を行い、要支援認定を受けた者

(2) 平成28年12月1日からサービス事業を利用できる者は以下のとおりとする。

○ 現在、要支援1・2の認定を受けていて、平成28年11月30日に認定有効期間が満了する者

※ 平成28年10月1日以降に更新申請を行ったとしても、平成28年10月31日に認定有効期間が満了する者は、次回更新後の認定有効期間の開始からしかサービス事業を利用できない。

2 介護予防・生活支援サービス事業の考え方

添付資料1を参照

3 指定申請手続ほか

介護予防・生活支援サービス事業を提供する場合、北九州市の事業者指定が必要である。

指定手続方法（添付資料2を参照）や申請書類、その他サービス事業の詳細については、北九州市ホームページに掲載するため参照いただきたい。

(URL:<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800224.html>)

【問い合わせ先】

地域福祉推進課 電話 093-582-2060

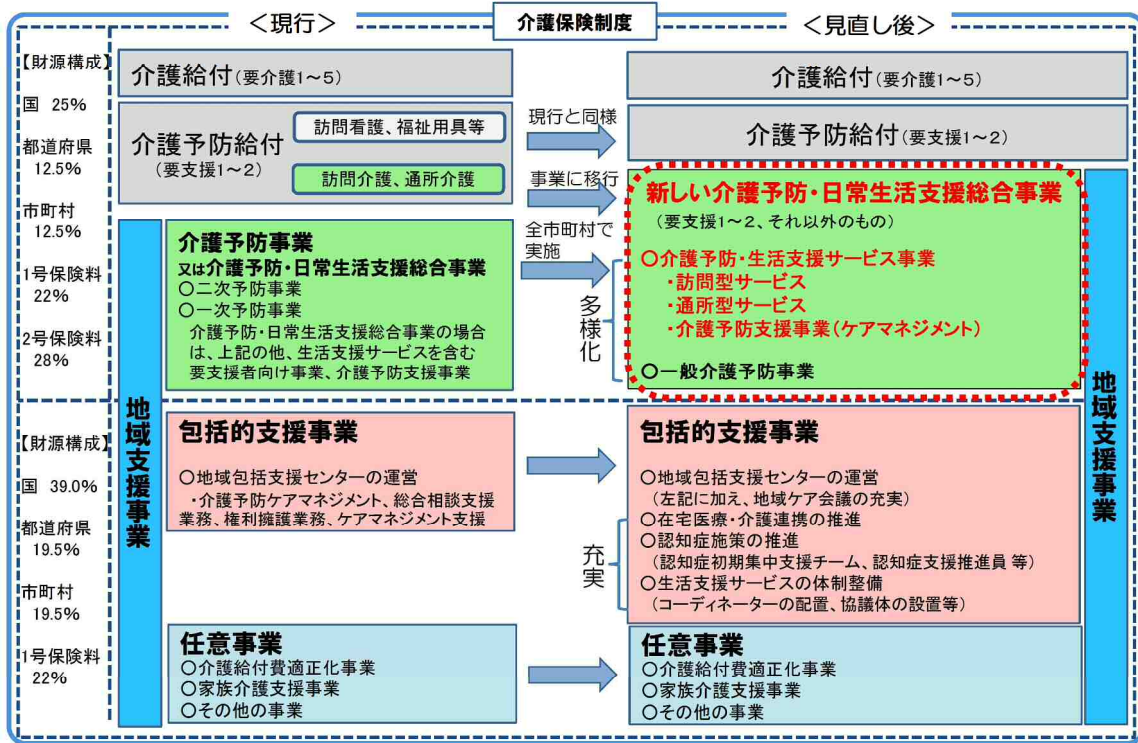
介護保険課 電話 093-582-2771

介護予防・生活支援サービス事業の考え方

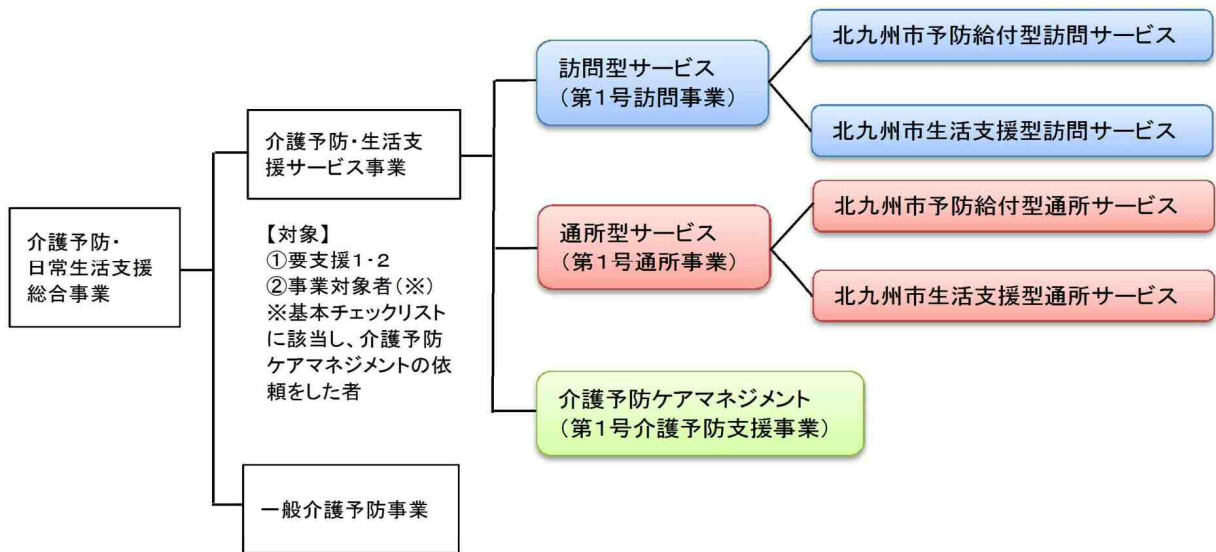
1 介護予防・日常生活支援総合事業の体系

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2の者及び事業対象者が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての高齢者を対象にした「一般介護予防事業」とに区別することができる。

介護予防・日常生活支援総合事業の体系図（平成28年10月時点）



介護予防・日常生活支援総合事業の体系図（平成28年10月時点）



- 【対象】
 ①65歳以上の高齢者
 ②その支援のための活動に関わる者

※以下、介護予防・生活支援サービス事業について説明。

2 訪問型サービス（第1号訪問事業）

（1）サービス内容・提供主体

サービス名称	サービス内容・提供主体
北九州市予防給付型訪問サービス	従来の介護予防訪問介護（身体介護、生活援助） ※専門的なサービスであるため、介護保険事業者のみが提供可能。
北九州市生活支援型訪問サービス	生活援助のみ ※平成12年3月17日発老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の範囲内 ※介護保険事業者を含め、多様な主体が提供可能。

（2）サービス単価

1単位=10.21円

北九州市予防給付型訪問サービス		北九州市生活支援型訪問サービス	
週1回	1,168単位/月	週1回	915単位/月
週2回	2,335単位/月	週2回	1,830単位/月
週2回超（※）	3,704単位/月	週2回超（※）	2,745単位/月
従来の加算・減算を継続			
※要支援2のみ利用可能		※要支援2のみ利用可能	

（3）指定基準

サービス提供事業者は、以下の指定基準を満たす必要がある。

	北九州市予防給付型訪問サービス	北九州市生活支援型訪問サービス
人員基準	○管理者※1 … 常勤・専従1以上 ○訪問介護員等 … 常勤換算2.5以上 <資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ○サービス提供責任者 … 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に対し1人以上 ※2 <資格要件> 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	○管理者※1 … 専従1以上 ○従事者 … 必要数 <資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 又は <u>一定の研修受講者</u> ○訪問事業責任者 … 従事者のうち必要数 <資格要件> 従事者に同じ ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

※設備基準及び運営基準は、いずれも現行（介護予防訪問介護）と同様。

※詳細は、市ホームページに掲載する「北九州市予防給付型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」及び「北九州市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」を参照。

(4) 北九州市生活支援型訪問サービスの従事者研修

上記サービスの従事者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者の資格を有する者のほか、市が定める研修の修了者（一定の研修受講者）である必要がある。

当該研修については下記のとおり実施する予定であり、研修プログラムや申込方法については北九州市ホームページを参照のうえ、ご確認いただきたい。

○日時：平成28年8月30日（火）～9月1日（木）の3日間

○場所：北九州市役所 3階 大集会室ほか

3 通所型サービス（第1号通所事業）

(1) サービス内容・提供主体

サービス名称	サービス内容・提供主体
北九州市予防給付型通所サービス	従来の介護予防通所介護 ※専門的なサービスであるため、介護保険事業者のみが提供可能。
北九州市生活支援型通所サービス	半日タイプ（2～3時間程度）のミニデイサービス ※介護保険事業者を含め、多様な主体が提供可能。

(2) サービス単価

1単位＝10,14円

北九州市予防給付型通所サービス	北九州市生活支援型通所サービス
要支援1、事業対象者 1,647単位/月	要支援1、事業対象者 1,296単位/月
要支援2 3,377単位/月	要支援2 2,592単位/月
※従来の加算・減算を継続	※送迎がある場合 +90単位/月 ※入浴がある場合 +105単位/月

(3) 指定基準

サービス提供事業者は、以下の指定基準を満たす必要がある。

	北九州市予防給付型通所サービス	北九州市生活支援型通所サービス
人員基準	○管理者※ … 常勤・専従1以上 ○生活相談員 … 専従1以上 ○看護職員 … 専従1以上 ○介護職員 ～15人 … 専従1以上 15人～ … 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ○機能訓練指導員 … 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	○管理者※ … 専従1以上 ○従事者 ～15人 … 専従1以上 15人～ … 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備基準	○食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品	○サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品

※運営基準は、いずれも現行（介護予防通所介護）と同様。

※詳細は、市ホームページに掲載する「北九州市予防給付型通所サービスの人員、設備及び運

営の基準等に関する要綱」及び「北九州市生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」を参照。

4 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

（1）介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

○訪問看護や福祉用具貸与などの予防給付を利用する場合や、予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合は、従来の「介護予防支援」を継続する。

○一方で、介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型、生活支援型）のみを利用する場合は、「介護予防ケアマネジメント」に移行する。

○ケアマネジメント様式や作成方法は従来から変わるものではないが、統括支援センターに提出する委託料の請求書（雑用）は「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」とに分けて作成する必要がある。

<介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い>

	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント
提供主体	地域包括支援センターもしくは委託を受けた居宅介護支援事業者	
提供サービス	①予防給付（訪問看護、福祉用具貸与など） ②予防給付＋介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）	①介護予防・生活支援サービス事業のみ（予防給付型・生活支援型）
委託料	○新規 ○継続 ○小規模多機能型居宅介護事業所加算	6,500円/件 3,800円/件 2,700円/件

（2）介護予防ケアマネジメントの流れ

介護予防ケアマネジメントの流れは従来と変わるものではないが、利用するサービスが生活支援型の場合、下記のとおり一部を見直すこととする。

<予防給付型と生活支援型の場合のマネジメントの違い>

該当サービス	予防給付型	生活支援型	
介護予防ケアマネジメント	アセスメント	○	○
	原案作成	○	○
	サービス担当者会議	○	一部省略可
	利用者への同意・説明	○	○
	ケアプラン確定・交付	○	○
	モニタリング	少なくとも 面接1回（※）／3ヶ月 電話または訪問1回／月	少なくとも 面接1回（※）／6ヶ月 電話または訪問1回／月
	評価	○	○

※原則、自宅を訪問し、面接による実施が必要

上記のほか、介護予防ケアマネジメントについては、北九州市ホームページに掲載予定の「業務手順書」を参照。

5 利用手続方法

- 区役所介護保険窓口においては、原則、要支援（介護）認定の申請を受け付ける。
- また、基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントの作成依頼届出により事業対象者とするのは、原則以下の場合とする。
 - ①要支援（介護）認定で非該当になった場合
 - ②認定更新において、介護予防・生活支援サービス事業のみの利用が適当と判断された場合
この場合、区役所窓口該当した基本チェックリストと介護予防ケアマネジメントの作成依頼届出書をあわせて提出する必要がある。
- ただし、以下の場合、必ず要支援（介護）認定が必要であるため、注意を要する。
 - ①予防給付（訪問看護、福祉用具貸与など）を利用する場合
 - ②予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合
 - ③第2号被保険者
 - ④要支援2相当のサービス量が必要な場合
- なお、要支援認定者及び事業対象者に被保険者証及び負担割合証を発行する。

<対象者と利用できるサービス>

	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業
	訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与、住宅改修など	訪問型サービス 通所型サービス
要支援認定者	○	○
事業対象者	×	○

6 利用者負担

予防給付型・生活支援型のいずれも予防給付の利用者負担割合と同様。
(1割もしくは2割)

7 その他

(1) 区分支給限度額

予防給付と介護予防・生活支援サービス事業とを合算して以下のとおり限度額を設定する。
要支援2相当のサービス量が必要な場合は、必ず要支援（介護）認定が必要である。

- ①要支援1、事業対象者 5,003単位
- ②要支援2 10,473単位

(2) 給付制限

介護予防・生活支援サービス事業については、当面実施しない。

ただし、予防給付は従来どおり給付制限を適用するため、予防給付と介護予防・生活支援サービス事業とを併用する場合は、予防給付分について給付制限が適用されることに注意する必要がある。

(3) 利用者負担を軽くする制度

介護予防・生活支援サービス事業においても、以下のとおり、災害時や低所得者を対象にした利用料軽減制度を実施する。

<利用料軽減制度の適用>

利用料軽減制度	予防給付型	生活支援型
高額介護予防サービス費相当事業	○	○
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	○	○
社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業	○	×
障害者ホームヘルプ利用者支援措置事業	○	×
災害時の利用料減免制度	○	○

(4) 要支援認定有効期間の見直し

平成28年11月30日に認定有効期間が満了する者から順次最長2年間の有効期間とする。仮に、平成28年10月1日以降に更新申請を行ったとしても、平成28年10月31日に認定有効期間が満了する者は、最長1年間の有効期間とする。

<要支援認定有効期間の見直し（現行と見直し後の比較）>

申請区分等	現行		見直し後		
	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	
新規申請	6ヶ月	3～12ヶ月	6ヶ月	3～12ヶ月	
区分変更申請	6ヶ月	3～12ヶ月	6ヶ月	3～12ヶ月	
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3～12ヶ月	12ヶ月	3～24ヶ月
	前回要支援→今回要介護	6ヶ月	3～12ヶ月	12ヶ月	3～24ヶ月
	前回要介護→今回要支援	6ヶ月	3～12ヶ月	12ヶ月	3～24ヶ月
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月	3～24ヶ月	12ヶ月	3～24ヶ月

(5) 事業費等の請求方法

介護予防・生活支援サービス事業実施後も

- ・委託を受けた居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに委託料を請求する
- ・サービス提供事業者は国保連に事業費を請求する

仕組みは従来と変わらない。

		居宅介護支援事業者		サービス提供事業者
対象者	利用サービス	マネジメント費 請求先	給付管理票 提出先	事業費等請求先
要支援者	予防給付のみ	統括支援 センター	統括支援 センター	国民健康保険連合会
	予防給付 + 総合事業			
	総合事業のみ			
事業対象者	総合事業のみ			

(6) 総合事業WEBシステム導入の延期

今年1月26, 27日の事業者説明会で案内した総合事業WEBシステムについては、円滑な移行を図るため、平成29年度以降（時期未定）に段階的に導入する。

当システムに関する説明・研修はあらためて案内する予定。

8 今後のスケジュール

8月 1日 ~	事業者指定手続開始
8月 1日 ~ 8日	出前トーク（市民説明会）開催 ※各区1箇所ずつ
8月30日 ~ 9月 1日	北九州市生活支援型訪問サービスの従事者研修実施
10月 1日 ~	介護予防・生活支援サービス事業開始 （予防給付型及び生活支援型） 区役所窓口において利用申請受付

予防給付型及び生活支援型の指定手続について

- 1 指定受付開始日 平成 28 年 8 月 1 日
- 2 申請受付締切日
- ・ 10 月 1 日付で指定を受ける場合
平成 28 年 8 月 31 日
 - ・ 10 月 1 日以降の指定を受ける場合は、事業開始予定日の前々月末
(例：11 月 1 日付で指定を受ける場合は、9 月 30 日)
- ※指定は 1 日付で行います。
- 3 申請書類 北九州市のホームページに掲載
(URL:<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800224.html>)

4 サービス事業開始時の各サービスにおける指定申請の必要性、申請方法

事業者の種別	みなし指定	指定申請の必要性、申請方法	
		予防給付型	生活支援型
平成 27 年 3 月 31 日までに予防給付の指定(訪問介護、通所介護)を受けている事業者	あり	申請不要	申請必要(※1) 郵送又は持参
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月までに予防給付の指定(訪問介護、通所介護)を受けている事業者	なし	申請必要(※1) 郵送又は持参	申請必要(※1) 郵送又は持参
上記以外の事業者	なし	申請必要(※2) 持参	申請必要(※2) 持参

(※1) 事前協議が必要な場合あり (※2) 申請前に必ず事前協議を行ってください。

- ・ 市外の被保険者を受け入れている市内事業者は当該市町村の保険者の指定が必要ですので各市町村に確認してください。
- ・ 市外に所在する事業所が本市の被保険者に総合事業サービスを提供する場合は、本市の総合事業の指定を受ける必要があります。

5 定款の追加、運営規程、重要事項の変更

- ・ 定款は、下記の文例による追加が必要です。ただし新規申請以外は、今回の指定手続きの際には提出不要です。(社会福祉法人は所管庁へお尋ねください。)

【定款の文例】

介護保険法に基づく第一号訪問事業 または 介護保険法に基づく第一号通所事業

※予防給付型・生活支援型のいずれも含まれます。

- ・ 運営規程は、指定日までに、また、重要事項説明書は実際のサービス提供時までに変更が必要です。
- ・ 定款の追加、運営規程、重要事項説明書の変更で、制度改正の部分のみの変更は変更届不要です。

問い合わせ先、提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市保健福祉局介護保険課 居宅サービス係 浅川、横山
電話：0 9 3 - 5 8 2 - 2 7 7 1 FAX：0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 9 5
メール：ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp